

議案第3号

平成22年度さいたま市国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号)

平成22年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,292,165千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,867,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		31,254,604	△1,136,773	30,117,831
	1 国民健康保険税	31,254,604	△1,136,773	30,117,831
2 国庫支出金		21,745,235	△406,371	21,338,864
	1 国庫負担金	20,397,054	△434,768	19,962,286
	2 国庫補助金	1,348,181	28,397	1,376,578
3 療養給付費等交付金		1,930,459	△41,835	1,888,624
	1 療養給付費等交付金	1,930,459	△41,835	1,888,624
8 繰入金		10,897,029	292,814	11,189,843
	1 一般会計繰入金	10,897,029	292,814	11,189,843
歳 入 合 計		106,159,519	△1,292,165	104,867,354

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1,598,813	28,397	1,627,210
	1 総務管理費	1,200,866	28,397	1,229,263
3 後期高齢者支援金等		13,568,906	△979,239	12,589,667
	1 後期高齢者支援金等	13,568,906	△979,239	12,589,667
4 前期高齢者納付金等		48,332	△26,539	21,793
	1 前期高齢者納付金等	48,332	△26,539	21,793
6 介護納付金		5,450,000	△314,784	5,135,216
	1 介護納付金	5,450,000	△314,784	5,135,216
歳 出 合 計		106,159,519	△1,292,165	104,867,354

議案第4号

平成22年度さいたま市老人保健事業
特別会計補正予算(第3号)

平成22年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸収入		1,304	23,700	25,004
	3 雑 入	1,301	23,700	25,001
歳 入 合 計		62,516	23,700	86,216

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1,636	23,700	25,336
	1 総務管理費	1,636	23,700	25,336
歳 出 合 計		62,516	23,700	86,216

議案第5号

平成22年度さいたま市介護保険事業
特別会計補正予算(第2号)

平成22年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,484,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		9,989,478	21,272	10,010,750
	1 国庫負担金	8,758,212	19,788	8,778,000
	2 国庫補助金	1,231,266	1,484	1,232,750
3 支払基金交付金		15,046,591	29,683	15,076,274
	1 支払基金交付金	15,046,591	29,683	15,076,274
4 県支出金		7,563,216	12,368	7,575,584
	1 県負担金	7,318,585	12,368	7,330,953
5 財産収入		32,610	△11,416	21,194
	1 財産運用収入	32,610	△11,416	21,194
6 繰入金		8,932,263	29,271	8,961,534
	1 一般会計繰入金	7,981,000	6,020	7,987,020
	2 基金繰入金	951,263	23,251	974,514
歳 入 合 計		53,403,266	81,178	53,484,444

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1,550,353	△6,348	1,544,005
	1 総務管理費	964,644	△38,000	926,644
	3 介護認定審査会費	509,473	31,652	541,125
2 保険給付費		49,467,063	98,942	49,566,005
	1 介護サービス等諸費	44,636,417	98,942	44,735,359
4 基金積立金		628,349	△11,416	616,933
	1 基金積立金	628,349	△11,416	616,933
歳 出 合 計		53,403,266	81,178	53,484,444

議案第6号

平成22年度さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		50,000	△13,000	37,000
	1 事業収入	50,000	△13,000	37,000
2 繰入金		220,997	13,000	233,997
	1 一般会計繰入金	220,997	13,000	233,997
歳 入 合 計		271,000	0	271,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 出 合 計		271,000	0	271,000

議案第7号

平成22年度さいたま市用地先行取得事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,625千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ727,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		761,998	△34,625	727,373
	1 一般会計繰入金	761,998	△34,625	727,373
歳入合計		762,000	△34,625	727,375

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		762,000	△34,625	727,375
	1 公債費	762,000	△34,625	727,375
歳出合計		762,000	△34,625	727,375

議案第8号

平成22年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,677,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		839,495	△56,400	783,095
	1 一般会計繰入金	839,495	△56,400	783,095
6 市債		408,500	45,900	454,400
	1 市債	408,500	45,900	454,400
歳入合計		1,688,000	△10,500	1,677,500

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		1,619,886	△6,500	1,613,386
	1 事業費	1,619,886	△6,500	1,613,386
2 公債費		67,163	△4,000	63,163
	1 公債費	67,163	△4,000	63,163
歳出合計		1,688,000	△10,500	1,677,500

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	大宮駅西口第四土地区画整理事業	29,490

第3表

地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
大宮駅西 口都市改 造事業	408,500	普通貸借 又 証 券 発 行	5.0 % 以 内	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その他 の場合にはそ の債権者と協 定するものによ る。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、もしくは 繰上償還又は低 利に借換えする ことができる。	454,400	(補正前に同じ。)		

議案第9号

平成22年度さいたま市深作西部土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		30,798	△11,500	19,298
	1 一般会計繰入金	30,798	△11,500	19,298
3 換地清算金		2,200	8,500	10,700
	1 換地清算徴収金	2,200	8,500	10,700
歳 入 合 計		33,000	△3,000	30,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		32,061	△3,000	29,061
	1 事業費	32,061	△3,000	29,061
歳 出 合 計		33,000	△3,000	30,000

議案第10号

平成22年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,045千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ908,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 事業収入		1	15,141	15,142
	1 事業収入	1	15,141	15,142
4 繰入金		169,372	△30,486	138,886
	1 一般会計繰入金	169,372	△30,486	138,886
7 市債		685,600	4,300	689,900
	1 市債	685,600	4,300	689,900
歳入合計		920,000	△11,045	908,955

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		160,224	△11,045	149,179
	1 公債費	160,224	△11,045	149,179
歳出合計		920,000	△11,045	908,955

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	東浦和第二土地区画整理事業	31,600

第3表

地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	685,600	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	5.0 % 以 内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	689,900	(補 正 前 に 同 じ 。)		

議案第11号

平成22年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200,405千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,547,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 事業収入		5,232	△686	4,546
	1 事業収入	5,232	△686	4,546
5 繰入金		618,688	△74,119	544,569
	1 一般会計繰入金	618,688	△74,119	544,569
8 市債		1,775,600	△125,600	1,650,000
	1 市債	1,775,600	△125,600	1,650,000
歳入合計		2,748,000	△200,405	2,547,595

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		2,236,103	△168,000	2,068,103
	1 事業費	2,236,103	△168,000	2,068,103
2 公債費		511,662	△32,405	479,257
	1 公債費	511,662	△32,405	479,257
歳出合計		2,748,000	△200,405	2,547,595

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	浦和東部第一特定土地地区画整理事業	690,083

第3表

地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
浦和東部 第一特定 土地区画 整理事業	1,775,600	普通貸借 又証券発行	5.0 % 以 内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	1,650,000	(補正前に同じ。)		

議案第12号

平成22年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,738千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ455,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		411,943	△8,338	403,605
	1 一般会計繰入金	411,943	△8,338	403,605
6 市債		22,600	1,600	24,200
	1 市債	22,600	1,600	24,200
歳入合計		462,000	△6,738	455,262

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		409,775	△6,000	403,775
	1 事業費	409,775	△6,000	403,775
2 公債費		52,224	△738	51,486
	1 公債費	52,224	△738	51,486
歳出合計		462,000	△6,738	455,262

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	南与野駅西口土地区画整理事業	160,831

第3表

地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
南与野駅 西 口 土地区画 整理事業	22,600	普通貸借 又 証 券 発 行	5.0 % 以 内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	24,200	(補正前に同じ。)		

議案第13号

平成22年度さいたま市指扇土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,951千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		10,000	△10,000	0
	1 国庫補助金	10,000	△10,000	0
5 繰入金		153,990	△33,951	120,039
	1 一般会計繰入金	153,990	△33,951	120,039
8 市債		9,000	△9,000	0
	1 市債	9,000	△9,000	0
歳入合計		173,000	△52,951	120,049

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		171,607	△52,951	118,656
	1 事業費	171,607	△52,951	118,656
歳出合計		173,000	△52,951	120,049

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	指扇土地地区画整理事業	41,409

第3表

地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
指扇土地 区画整理 事業	9,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	0	—	—	—

議案第14号

平成22年度さいたま市江川土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	江川土地区画整理事業	50,500

議案第15号

平成22年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,617千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,150,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		42,390	△17,617	24,773
	1 財産運用収入	42,390	△17,617	24,773
2 繰入金		4,128,610	△3,000	4,125,610
	1 繰入金	4,128,610	△3,000	4,125,610
歳 入 合 計		4,171,000	△20,617	4,150,383

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		4,171,000	△20,617	4,150,383
	1 公債費	4,171,000	△20,617	4,150,383
歳 出 合 計		4,171,000	△20,617	4,150,383